JCT2025 規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

(1) 総則・資格

第1条(趣旨)

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」(以下、「定款」という)に 定める「自転車競技力の向上および普及と振興」を実現するために、「新しい自転車文化 の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」として J クリテリウムツアーの開催すること とし、以下を定める。

- 1. JBCF2025 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
- 2. 競技および大会運営に係る関係者等の遵守事項
- 3. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条(基本規則)

- 1. JBCF は JCF の加盟団体であり、原則として JCF 競技規則および日本アンチ・ドーピング規程を適用する。尚、JCF 競技規則と重複しない場合に限り UCI 競技規則を適用する。
- 2. 前項に加え、大会特別規則を定める場合がある。

第3条 (用語の定義)

本規程で使用する語の定義は、以下の通り定める。

- 1. JBCF: 一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
- 2. UCI:国際自転車競技連合
- 3. JCF:公益財団法人日本自転車競技連盟
- 4. 学連:日本学生自転車競技連盟
- 5. 高体連:公益財団法人全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
- 6. ツアーカテゴリー: JBCF における走力や年代別および性別による競争の区分を指す。区分は以下 7~11 の通り。
 - (1) JPT: J プロツアー
 - (2) JCT: J クリテリウムツアー
 - (3) JET: J エリートツアー
 - (4) JFT: J フェミニンツアー
 - (5) JMT: J マスターズツアー
 - (6) JYT: J ユースツアー
- 7. 年齢カテゴリー: UCI/JCF 規則による各暦年中に達する年齢。
 - (1) ユース(U15): 13 歳および 14 歳(2011 年および 2012 年生まれ)に達する
 - (2) ユース(U17): 15歳および16歳(2009年および2010年生まれ)に達する
 - (3) ジュニア(U19): 17 歳および 18 歳(2007 年および 2008 年生まれ)に達する
 - (4) U23:19歳~22歳 (2003年~2006年生まれ) に達する

- (5) マスターズ:30歳以上(1995年以前生まれ)に達する
- 8. 年度:2025年1月1日から2025年12月31日
- 9. 規程: JBCF が定める当該年度の規程
- 10. チーム: 本規程に則り加盟登録した選手カテゴリーが P である 4 名以上の JBCF 登録 選手を有する団体。
- 11. 選手:本規程に則り加盟登録したチームに所属し、選手として加盟登録を完了した選手のアゴリーが P または E1 である者。

第4条(出走資格)

- 1. JBCF が指定する方法でエントリーを完了した選手カテゴリーP または E1 の者のみが 出走できる。
- 2. シーズン途中で昇格し、出走資格を得た者は、昇格処理が完了した時点でエントリー が可能となる。
- 3. シーズン途中に降格した者は、その時点で出走資格を失う。尚、降格前にエントリーを完了した大会も出走することはできない。その際の支払い済みの参加費は以降の大会参加費に振り替える。

第5条(参加費)

1レースあたり8,000円(税別)/人

但し、JPT 分担金 110 万円(税別)を支払ったチームに限り、大会参加料は免除される。

第6条(ポイント)

ポイントは、以下の通りとする。

なお、当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

- 1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。
 - (2) 各レースにおける着順ポイントは、前条および今年度のポイント表に従う。
 - (3) 移籍の際は、対象選手が保持し、消滅しない。
- 2. チームポイント

チームポイントへの加算は対象外とする。

第7条 (ランキング)

- 1. 個人年間総合ランキング
 - (1) JCT2025 における個人ポイントの年間累計で決定する。
 - (2) 当該ランキング首位の選手は、クリテリウムリーダージャージを着用する。
- 2. 前項の総合1位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。
 - (1) 優勝回数の多い選手を1位とする。

- (2) 更に優勝回数が同数の場合、当該ポイントに達した最後の選手を1位とする。
- (3) 優勝回数が同数で、かつ当該ポイントに達したレースが同じ場合、当該レース直近のランキングが下位の選手を1位とする。

第8条(年間表彰)

年間表彰は、以下を対象として表彰し賞金および副賞等を授与する。

個人年間総合1位

第9条(各レース表彰)

- 1. JCT2025 の各レースにおいて、個人総合 1 位の選手には、リーダージャージを授与する。
- 2. 本条のジャージを授与された選手は、JCT レース出走時に当該ジャージ着用の権利と 義務を負う。

第10条 (スタート時のラインナップ等)

スタート時の紹介およびスタート位置は、以下の通りとする。尚、シーズン初戦は前年度 の最終結果を適用する。

- ① クリテリウムリーダージャージ着用選手:選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
- ② 個人ランキング2位~10位の選手:2列目からのスタート
- ③ 上記以外に JBCF が推挙した選手:最前列または2列目からのスタート
- ④ ①乃至④以外の選手:4列目以降からのスタート

尚、レース開催に寄与したホストチームは、①の後列からのスタートとする。

第11条 (その他)

JBCF2025 規程および重複しない限り JPT2025 規程を適用する。

この規程は、2025年1月1日から実施する。